

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 27 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530658

研究課題名(和文) 犯罪報道における問題の顕在化と受け手の報道評価に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical Study that the problems in crime reporting and the assessment of the audience

研究代表者

大谷 奈緒子 (OTANI, NAOKO)

東洋大学・社会学部・准教授

研究者番号：50364716

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、送り手と受け手の双方の視座から犯罪報道の問題点を指摘し、その解決策を探ることを目的としており、2つのアプローチを採用した。ひとつは、マス・メディアの犯罪報道の実際を把握するものである。もうひとつは、受け手の報道に対する評価や意見を把握するものである。研究の結果、マス・メディアの自主規制等による報道内容の改善は確認できるものの、未だに被疑者、被害者の個人情報やプライバシーが公表される傾向にあり、その傾向は被害者において特に顕著である。人びとはマス・メディアの影響力を認めつつも、「中立・公平」「個人情報・プライバシーの配慮」に欠ける報道を行っているという認識であることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)： This research examines how victim/suspect has been described in recent crime reports in Japan, and raises questions from the perspective of attitudes towards privacy. The objectives of this study are twofold; (1) we examine how privacy/personal information about criminal cases are reported in the Japanese media based on quantitative analyses; and (2) we investigate the foundations on which the Japanese media reporting criminal cases are based in terms of "time frame" (i.e., past, present and future), and "space frame" (i.e., personal, community, and society).

In the modern era, the mass media forms an integral part of our perceived reality and our awareness of norms. In this context, we believe that studying the current situation of how victim/suspect are described in crime reports is useful for identifying the damage caused to the subjects of the reports, and for obtaining ideas for improvement.

研究分野：マス・コミュニケーション論

 キーワード：マス・コミュニケーション研究 犯罪報道 個人情報・プライバシー情報 内容分析 フレーム分析  
受け手の評価

## 1. 研究開始当初の背景

日本の犯罪報道において、犯罪被疑者、犯罪被害者の扱いは、社会規範や法制度の変化、および社会問題とされたいくつかの事件報道を経て変化しながら今日に至っている。しかしながら、被疑者、被害者の名誉毀損、プライバシーの侵害等に関わる「報道被害」は依然問題となっており、容疑者の犯人視報道、実名報道の問題点などの指摘がある。一方で、近年、個人情報保護法成立をはじめとする情報・報道に関する法律強化への動きは、メディア規制という側面を有し、「報道の自由」と一部対立する構図を形成しつつある。また、犯罪被害者の人権尊重を背景として成立した犯罪被害者等基本法は、警察における被害者の匿名発表増加の理由付けとなっている。さらに、裁判員制度導入により、報道に新たな状況も生じている。

マス・メディアの犯罪報道の変遷を辿ると、1970年代後半に日本弁護士連合会が匿名報道を提唱して以来、犯罪報道における被疑者・被害者の名誉毀損、プライバシー侵害、被疑者を犯人視する報道などが問題とされてきた(浅野健一、2004)。1980年代末にはすべてのマス・メディアが被疑者を容疑者呼称に転換、2000年6月、日本新聞協会は新聞倫理綱領を全面改定し「人権の尊重」の項目を設けるなど行ってきた(日本新聞協会、2006)。さらに、個人情報保護法(2003年成立)をはじめ報道・情報に関する法制度が強化されたことによる変化もみられる(平川宗信、2010)。日本新聞協会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(2004年)の公布を受け、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表、通信社などは事件報道の表現見直しを行い裁判の客観報道表記を徹底した。犯罪被害者等基本法(2005年)に基づいて閣議決定された犯罪被害者等基本計画は、警察発表で被害者を匿名にすることを盛り込んだ。これらの動きは、「報道の自由」の抑制や「知る権利」の制限につながるのだろうか。たとえば、日本新聞協会は「個人情報保護法に関する日本新聞協会の意見」(2009年3月27日)の中で、個人情報保護法が全面施行されて以来、社会のあらゆる分野で主に個人情報保護を理由とした匿名化が進む匿名社会の出現を指摘し、国民の知る権利の実現に寄与してきた報道活動が制約されることで、社会に必要な情報が共有されなければ健全な民主主義の基盤を根底から揺るがすことになるとして、個人情報保護法の全面的見直しの必要性を唱えている。

このような報道における問題点を検討するに当たり、まずはこれまで犯罪報道が何を伝えてきたか、実証的検証の上での議論が必要である。そこで研究代表者らで構成する「犯罪報道研究会」(東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター)では、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の研究助成を受け、2008(平成20)

年～2011(平成23)年の期間、研究課題「犯罪報道における加害者・被害者の取り扱い方の変遷と問題点に関する実証的研究」(研究代表者:島崎哲彦)に取り組んできた。ここでは、これまでの犯罪報道は何をどう伝えてきたか、現在何を問題とし、どのように解決すべきか実証的検証を踏まえて議論することを目的とし、第二次世界大戦以前から今日まで日本の犯罪報道において被疑者、被害者がどのように取り扱われてきたのか、新聞報道を長期的に分析することで、その変遷と問題点を明らかにしてきた。

具体的には、被疑者、被害者に関する報道の実際を把握するために、日刊新聞(分析対象は朝日新聞とした)が刊行され始めた1880年代から2000年代までを分析期間として、10年ごとに、それぞれの年代において社会的影響力が大きかったと考えられる殺害事件を選定した。次に、被疑者および被害者の実名および個人情報の掲載を軸としたコーディング項目にしたがって、選定した事件に関する報道の内容分析を行い、被疑者および被害者の報道の実際を把握することで、犯罪報道の変遷を捉えることで犯罪報道の問題点について考察した。

研究の結果、次の3点が明らかとなった。第1に、新聞の刊行時から1980年頃まで、被疑者・被害者ともに同じ報道基準で犯罪報道が行われていたこと、第2に、被疑者と被害者の報道の量的比較を行うと、圧倒的に被害者の報道量が多いこと、第3に、報道される人々の名誉とプライバシーが不当に侵害されることのないよう匿名報道や報道被害への認識が高まり、マス・メディアの自主規制による改善が求められた1980年代以降でも、実名報道や被疑者の個人属性以外の情報の掲載が多い傾向が続くことである(島崎哲彦ほか、2012)。つまり、被害者の名誉毀損、プライバシー侵害等の報道被害の問題はあまり改善されることがないまま現在の犯罪報道の主流となり、現在においても犯罪報道による諸問題が生じていると考えられる。

## 2. 研究の目的

「犯罪報道研究会」が実施したこれまでの研究によって、犯罪報道の大まかな変遷と問題点を捉えることはできた。しかしながら、報道の変遷を捉えることに主眼をおいたため、報道の分析対象は新聞社1紙に限定したものである。さらに、報道の受け手となる人びと(国民)が犯罪報道をどのように捉え、解釈し、評価しているのか、知る権利の担保をどのように考えているのか等、受け手に関する研究が欠落している。そこで本研究では、研究対象を拡大した上で報道内容の詳細な分析を行い、犯罪報道の実態をより詳細に探るとともに、受け手を対象に、犯罪報道に関する質問紙調査を実施・分析することで、受け手が考える報道の評価・問題点に関して明らかにすることを目的とする。これらの報道

に関する送り手と受け手の分析を通して、日本における犯罪報道の実際と問題点について実証的な考察が可能である。

これまで特定の事件に焦点を当てた犯罪報道の在り方に関する研究は存在するが、第二次世界大戦以前から今日までの長期にわたり犯罪報道の変遷を実証的に捉えた上で、現在の報道における問題点を明らかにしたものはあまりない。さらに、受け手に着目した研究は少なく、受け手が考える犯罪報道の在り方や問題点を明らかにすることは、これからの報道の在り方、延いてはマス・メディアの社会的機能を考察する上でも不可欠なことである。

また、本研究において特記する点は、研究期間中に発生した事件（殺害事件と政治資金問題）を、分析対象として抽出したことである。これにより、事件が報道された直後に受け手への調査を実施することが可能となり、さらに、その報道内容について内容分析を行うことで、どのマス・メディアが何をどのように伝え、また、受け手が報道についてどのように捉えているのかを検証することができる。

本研究によって、犯罪報道の変遷をふまえた上で、送り手と受け手の双方の視座から犯罪報道の問題点を指摘し、その解決策を探ることで、報道の在り方について検証することが期待できる。

### 3. 研究の方法

本研究では、送り手と受け手の双方の視座から犯罪報道の問題点を指摘し、その解決策を探ることを目的としており、2つのアプローチを採用する。ひとつは、マス・メディアの犯罪報道の実際を把握するもので、報道内容を収集し、コーディング項目に沿って内容を分析するものである。もうひとつは、受け手に対する質問紙調査を実施して、受け手の報道に対する評価や意見を把握するものである。

本研究で分析対象とした事件は、2013年10月8日に発生した「三鷹ストーカー殺人事件」、2013年12月22日に発生した「餃子の王将社長射殺事件」、2013年11月27日に発生した「千葉主婦殺害事件」、2013年12月3日に発覚した「猪瀬元東京都知事政治資金問題」である。これらの事件のうち、被疑者が逮捕されたのは「三鷹ストーカー殺人事件」「千葉主婦殺害事件」で、「餃子の王将社長射殺事件」の被疑者は不明（2016年5月現在）。「猪瀬元東京都知事政治資金問題」は、事件の性質上、被害者は登場しない。

受け手に対する質問紙調査「マスコミ報道についての意識調査」は、2014年2月14日から2月28日の期間、訪問面接聴取法（不在の場合は留め置き）で実施した。調査対象者は、首都圏50キロ圏内に在住の20歳以上の男女1,000名を住民基本台帳から層化二段無作為抽出法（50地点）によって抽出した。

調査業務は（株）サーベイリサーチセンターへ委託した。有効回答率は450（有効回収率45.0%）であった。

質問紙は、報道全般に関する設問と、調査期間前に発生した3つの事件報道に関する設問から構成される。具体的な調査項目は、「メディア接触とその内容」「犯罪報道の評価と影響」「実名報道と匿名報道の認識」「人びとの犯罪に対する認識と犯罪経験」「基本的属性」である。

### 4. 研究成果

#### (1) 犯罪報道の実際

牧野智和（2012）によれば、これまでの犯罪報道研究は、人権問題として犯罪報道をとらえ法律上の議論を含めプライバシーと報道の自由、知る権利と報道規制、少年犯罪（少年法）と報道などを論じたもの（人権問題としての犯罪報道研究）、具体的な事件または事件の種類別（殺害事件など）に報道を数量的・質的に分析したもの（犯罪報道の実証研究）、犯罪報道をリスク報道ととらえ犯罪不安やモラル・パニックと関連付けたもの（犯罪報道の効果研究）などに整理されるという。そして、中でも犯罪報道の実証研究および犯罪報道の効果研究については、これまでの研究成果を評価しながらも、犯罪報道に関する客観的知見は十分と言えるほど積み重ねられていないと指摘している。また、報道量分析の追跡調査、新聞各紙でのメディア・フレームの共振、映像メディア分析、国際比較といった点も研究上の課題としてあげている。

本研究では、牧野の指摘のひとつにあたる、新聞各紙でのメディア・フレームをめぐる課題を取り上げ、分析を試みた。メディア・フレームによる分析を用いることにあたっては、マス・コミュニケーション研究における効果論、特にマス・メディアによる議題設定機能（McCombs, M.E. & Shaw, D.L. 1972=2002）やフレーミング効果（Entman, R.M. 1993）を参考にした。議題設定機能は、犯罪報道においてどのような事件や出来事が伝えられ、強調されているのかに関する分析に示唆を与える。また、選択と顕出性に関わるフレーミング効果は、犯罪報道が報じたテキストの中でより際立たせられているのが事件や出来事のどのような側面であるかを明確にし、因果的解釈や道徳的評価がどのように行われているのかを知る手掛かりを与えてくれるからである。

多く引用されるフレーミングの定義は、「認識された現実のある側面を選択し、それらを伝達するテキストの中でより際立たせることであり、そうすることによって、何が問題なのかの明確化、因果的解釈、道徳的評価、そして・あるいは望ましい対処方法を促す」（Entman, R.M. 1993）ものである。メディア・フレームが受け手に与える影響はフレーミング効果と呼ばれるが、フレーミング研究は、このフレーミング効果の検証を目的としている。

フレーミング研究の試みとして、水野志保(2005)は、Chyi & McCombs(2004)の提案する汎用型フレームを用いた研究を行っている。水野の試みは、従来のフレーミング研究では特定争点を対象にした争点特定型フレームによる分析が多く、様々な争点に応用可能な汎用型フレームを用いた分析が望まれている(竹下俊郎、2003)という指摘を汲んだものである。水野(2005)は、2004年におきた佐世保小6死亡事件の『朝日新聞』の記事を、「個人」「コミュニティ」「社会」の3フレームから構成される「空間フレーム」、「過去」「現在」「未来」の3フレームから構成される「時間フレーム」という2つの分析軸を用いて分析し、その結果から、空間フレームでは「個人」「社会」が多く、時間フレームでは「現在」が多いこと、フレーム間の関係では「個人」と「現在」の組み合わせ(「個人」×「現在」)、「社会」と「現在」の組み合わせ(「社会」×「現在」)が多いという知見を得ている。

メディアが犯罪事件をどのように伝えるかは、受け手の事件に対する考え方や感じ方に影響を及ぼす可能性がある。そこで、事件報道において個人情報およびプライバシーに関する情報がどのように伝えられているのか、かつ事件情報は時間・空間フレームという分析軸からみてどのような事柄が焦点化されているのかについて明らかにした。なお、時間・空間フレームについては、水野(2005)のコーディングルールを援用した。

「三鷹ストーカー殺人事件」の分析を通して、被疑者、被害者ともに、犯罪報道において個人情報およびプライバシー情報に関する情報の多くが掲載されていることがわかる。特に、被害者については、「個人」×「過去」フレームの中で、学校や芸能活動の様子、人柄、将来の夢など多岐に渡って掲載される。同様に、被疑者については、「個人」×「現在」フレームの中で、事件の詳細や捜査の状況が明らかにされることで、被疑者の行動や犯行の様子などが報道される。現在の犯罪報道の在り方について考察すると、個人情報およびプライバシー情報に関する情報の種類はいまだ多岐に渡るものの、その掲載率に変化がみられること、被害者名を公表しないで報道する新聞社があること、将来的な事件の解決方法や防止策についての「社会」×「未来」フレームで語る記事の増加がみられること、というような過去の報道分析との違いが確認できた。

しかしながら、「個人」×「過去」フレームの報道は、事件とは直接関係のない情報である。この内容を含む記事や、個人情報およびプライバシー情報に関する情報の掲載が、犯罪報道にとってどのように位置づけられるのか、より多くの犯罪報道を、時系列に分析することで明らかにする必要がある。

## (2) 受け手の報道評価

以下では、質問紙調査の分析結果から、事件別の報道評価とマス・メディアの報道全般に関する評価の知見をまとめる。

### 事件別 報道評価

各事件の報道に関する意見について5つの尺度で尋ねた。以下は、その結果をスコア化(「とてもそう思う」に2点、「そう思う」に1点、「どちらともいえない」に0点、「あまりそう思わない」に-1点、「全くそう思わない」に-2点)し、平均値を算出し、事件別の報道評価について検討した結果である。

まず1点目に、これは事件の性質を背景とするものでもあるが、「猪瀬前東京都知事政治資金問題」は他の2事件とは評価の傾向が異なっていることがあげられる。「知りたい事柄を伝えている」「事実を正確に伝えている」「警察など公的な発表にもとづく報道をしている」項目についての評価が低く、公人の報道に関して、受け手の情報ニーズに十分に応えていない報道の姿が確認できる。

2点目は、プライバシーや人権への配慮が十分でないという点である。「猪瀬前東京都知事政治資金問題」は、現職の都知事が事件当事者で、かつ、政治資金問題であるため、初めから実名で報道されたことから、匿名報道についての平均値が低いのは当然であるが、他方、殺害事件の「被害者の匿名による報道が多い」「被害者または、疑惑があるとされる人のプライバシーや人権に配慮している」はマイナス・スコアである。このことは、現在のマス・メディアによる報道は個人情報やプライバシーに十分に配慮しながら報道しているとはいうものの、受け手は、実名報道を含む、プライバシーへの配慮が十分でないと考えていることを示唆している。

3点目は、事件が興味本位で伝えられている点についてである。煽情的な報道については、商業主義的なマスコミの在り方や、ニュースのソフトニュース化など、マスコミの負の側面として取り上げられるが、この項目はすべての事件でプラス・スコアとなっており、受け手は、事件報道が人々の興味本位を掻き立てるように伝えられていると感じていることがわかる。

最後に、犯人視報道についてである。「容疑者を犯人と決めつけている」「疑惑があるとされる人(猪瀬前知事)を贈収賄にかかわったと決めつけている」項目の平均値は高い。前掲の通り、「猪瀬前東京都知事政治資金問題」については、警察など公的な発表にもとづく報道の平均値は低い上、報道内容も贈収賄に対する知事の態度に懐疑的なものであったため、受け手のこのような結論は、報道を反映した当然の結果といえよう。また、2つの殺害事件では、「警察など公的な発表にもとづく報道をしている」項目はプラス・スコアであったが、他方で、犯人視報道については慎重な受け手の傾向がうかがえた。

## マス・メディア報道の評価

マス・メディアによる報道の評価を明らかにするため、比較対象としてインターネットを取り上げ、マスコミとインターネットの意見について5つの尺度で尋ねた。その結果を前掲の方法でスコア化し、平均値を算出したものが表1である。

表1 犯罪報道に対する受け手の評価

	n	平均値	標準偏差
マスコミの世論に対する影響は大きい	(443)	1.131	0.79079
インターネットの世論に対する影響は大きい	(434)	0.763	0.89204
マスコミは犯罪を誇張して報道している	(441)	0.397	0.81681
マスコミの事件報道は犯罪の防止に役立っている	(441)	-0.116	0.95478
マスコミは犯罪を報道することで社会を監視している	(441)	-0.134	0.86485
マスコミは犯罪を報道することで権力を監視している	(441)	-0.145	0.84573
マスコミの情報は信頼できる	(442)	-0.294	0.85418
インターネットの情報は信頼できる	(434)	-0.371	0.79733
マスコミは事実を曲げずに報道している	(442)	-0.396	0.85941
マスコミは民間人を公平に扱って報道している	(441)	-0.442	0.9105
意見が分かれる事柄について、マスコミは偏らず報道している	(442)	-0.502	0.82821
マスコミは報道される人物の名誉やプライバシーを守っている	(442)	-0.507	0.86305
マスコミは著名人を公平に扱って報道している	(440)	-0.598	0.86675
マスコミは政治家を公平に扱って報道している	(441)	-0.637	0.86596

注)「とてもそう思う」に2点、「そう思う」に1点、「どちらともいえない」に0点、「あまりそう思わない」に-1点、「全くそう思わない」に-2点し、平均スコアを算出した。不明は除外。

「マスコミの世論に対する影響は大きい」が平均値 1.13 点 (標準偏差 0.79) で最も高く、続いて、「インターネットの世論に対する影響は大きい」「マスコミは犯罪を誇張して報道している」であった(表1参照)。インターネット社会といわれる現代においても、マスコミの世論に対する影響力は大きいと認識している人が多いことが確認できるが、他方で、「マスコミは犯罪を誇張して報道している」も多いことから、人びとのマスコミの影響力というのは、プラス面とマイナス面の両方へ作用することを含意している。

他方、“そうは思わない”の評価が多い項目は、「意見が分かれる事柄について、マスコミは偏らず報道している」「マスコミは著名人を公平に扱って報道している」「マスコミは政治家を公平に扱って報道している」「マスコミは民間人を公平に扱って報道している」という、報道の「公平・中立」に係る評価や、「マスコミは報道される人物の名誉やプライバシーを守っている」という個人情報やプライバシーの侵害等に関わる「報道被害」へとつながるものである。

新聞や雑誌については、報道内容を規定する法律はないものの、放送法第1条2項において、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」さらに、第4条では、「公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実をまげないで、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が定められている(西土彰一郎、2014)。日本民間放送連盟では1996(平成8)年9月19日に制定した「放送倫理基本綱領」の中で、「放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。」「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾け

なければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。」と規定している。

### (3)まとめ

マス・メディアの自主規制等による報道内容の改善は確認できるものの、未だに被疑者、被害者の個人情報やプライバシーが公表される傾向にあり、その傾向は被害者において特に顕著である。メディアの多様化が進んでいる現代社会においても、人びとはマス・メディアの社会的影響力は依然大きいと認識しており、マス・メディアの影響力を認めつつも、報道について「中立・公平」「個人情報・プライバシーの配慮」に欠ける報道を行っているという認識である。これらの問題を含め、報道の在り方についてはまだ改善の余地があるといえる。

### <引用文献>

浅野健一『犯罪報道の犯罪』新風舎、2004  
Entman, R.M. Framing: Toward

clarification of a fractured paradigm.

*Journal of Communication*, 43(4), 1993

島崎哲彦、大谷奈緒子、松本憲始、川島安博、川上孝之、伊達康博、赤尾光史「犯罪報道における被疑者および被害者の実名とプライバシーの取り扱い」『東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクティブ・リサーチ・センター研究年報』(第9号) 2012  
竹下俊郎「メディア・フレーミング効果に関する実証研究」『平成12、13年度科学研究費補助金(基盤研究(C))(2))研究成果報告書』、2003

Chyi & McCombs. Media Salience and the Process of Framing: Coverage of the Columbine School Shootings, *Journalism & Communication Quarterly*, vol.81, No.1: pp.22-35, 2004

西土彰一郎「マスメディアの『公正』その法的意味を捉え直す」『月刊 民放』2014年11月号、日本民間放送連盟、2014

日本新聞協会編集委員会『実名と報道』日本新聞協会、2006

日本民間放送連盟「放送倫理基本綱領」、1996

H.D.ラスウェル「社会におけるコミュニケーションの構造と機能」、W.シュラム編、学習院大学社会学研究室訳、『マス・コミュニケーション』、創元社、1954

(W.Schramm, (ed), Mass Communications, The University of Illinois Press, 1949)

平川宗信『報道被害とメディア改革』解放出版社、2010

牧野智和「犯罪報道研究の現状と課題」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』20

号 - 1 : pp.13-24, 2012  
水野志保「少年事件報道のフレーミング  
佐世保・小6死亡事件のケース - 」日本  
社会心理学大会発表論文集 第46回大  
会(2005年)ポスター発表、2005

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2件)

大谷奈緒子、四方由美、川島安博、小川祐  
喜子「犯罪報道のフレーム分析」『東洋大学  
社会学部紀要』53(2), 査読なし, pp.33-46,  
2016年3月.

大谷奈緒子、四方由美、川島安博、小川祐  
喜子、川上孝之、松本憲始「時間・空間フレ  
ームにおける犯罪報道研究」『東洋大学社会  
学部紀要』53(1), 査読なし, pp. 31-46, 2015  
年11月.

〔学会発表〕(計 0件)

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

大谷 奈緒子 (OTANI, Naoko)  
東洋大学・社会学部・准教授  
研究者番号: 50364716

### (2)研究分担者

薬師寺 克行 (YAKUSHIJI, Katsuyuki)  
東洋大学・社会学部・教授  
研究者番号: 00611378

島崎 哲彦 (SHIMAZAKI, Akihiko)  
東洋大学・現代社会総合研究所・客員研究  
員  
研究者番号: 00287559

戸高 由美 (四方 由美)  
(TODAKA, Yumi) (SHIKATA, Yumi)  
宮崎公立大学・人文学部・教授  
研究者番号: 10316200

### (3)連携研究者

小川 祐喜子 (OGAWA, Yukiko)  
東洋大学・人間科学総合研究所・奨励研究  
員  
研究者番号: 60459831

川上 孝之 (KAWAKAMI, Takayuki)  
明海大学・総合教育センター・講師  
研究者番号: 20594203

川島 安博 (KAWASHIMA, Yasuhiro)  
東洋大学・現代社会総合研究所・客員研究  
員

研究者番号: 00438805

伊達 康博 (DATE, Yasuhiro)  
帝京大学・文学部・講師  
研究者番号: 10570153

### (4)研究協力者

福田 朋実 (FUKUDA, Tomomi)  
東洋大学・現代社会総合研究所・奨励研究  
員

松本 憲始 (MATSUMOTO, Kenji)  
東洋大学・現代社会総合研究所・客員研究  
員

柳瀬 公 (YANASE, Toru)  
東洋大学・現代社会総合研究所・奨励研究  
員

赤尾 光史 (AKAO, Mitsushi)  
元日本新聞協会